

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 事務決裁規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）における事務決裁に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 決裁とは、会長、又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務の処理に関し、意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決とは、あらかじめ認められた範囲内で、自らの判断に基づき決裁することをいう。
- (3) 代決とは、決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時その決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在とは、出張やその他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあることをいう。

(会長の専決事項)

第3条 定款第27条第1項ただし書きに定める、会長が専決する日常の業務とは、次のとおりとする。

- (1) 職員の任免に関すること。
- (2) 債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (3) 業務執行に関する1件50万円以上160万円未満（報償費、使用料及び賃借料、補償補填及び賠償金、食糧費については15万円以上160万円未満）の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (4) 緊急を要する物品の購入に関すること。
- (5) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄に関すること。
- (6) 委託契約及び物品等の購入にかかる単価契約に関すること。
- (7) 基本財産の管理運営に関すること。
- (8) その他の固定資産の管理運営及び取得、改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること。ただし、法人運営に重大な影響があるものについては除く。
- (9) 予算の流用に関すること。ただし、勘定科目間流用に関し、特段の定めが

ある経理区分については除く。

- (10) 職員の退職に伴う退職金の支出及び補正予算に関すること。
- (11) 事務局長の引き続き1週間を超える休暇及び欠勤等異例のもの。
- (12) 職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇に関すること。
- (13) 渉外費の支出に関すること。
- (14) 予算上の予備費の支出に関すること。

(常務理事の専決事項)

第4条 常務理事の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例軽易な許可、認可、命令に関すること。
- (2) 定例軽易な各種行事の施行に関すること。
- (3) 予算に定めてある国庫補助、県補助等の申請に関すること。
- (4) 日常軽易な業務執行に関する1件10万円以上50万円未満(報償費、使用料及び賃借料、補償補填及び賠償金、食糧費については10万円以上15万円未満)の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (5) 日常軽易な事項に関する1件10万円以上50万円未満の収入に関すること。
- (6) 事務局長の即日出張及び職員の2日以上の出張命令に関すること。
- (7) 事務局長の休暇届及び欠勤等に関すること。ただし、引き続き1週間を超える休暇届及び欠勤等異例のものを除く。
- (8) 職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇を除く、引き続き1週間を超える休暇届及び欠勤届に関すること。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例軽微な業務の申請、副申、報告、照会、回答、通知に関する業務
- (2) 職員の給与、旅費等の支給に関すること。
- (3) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。
- (4) 日常軽微な業務執行に関する1件10万円未満(災害援助費、団体助成費、備品購入費、負担金、補助金、繰出金を除く。)の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (5) 日常軽微な事項に関する1件10万円未満の収入に関すること。
- (6) 日常軽微な業務の委託に関すること。
- (7) 職員(事務局長を除く)の出張命令に関すること。ただし、県外及び1週間を超える出張命令は除く。
- (8) 職員(事務局長を除く)の休暇届及び欠勤届に関すること。ただし、1週間

を超える休暇届及び欠勤届は除く。

- (9) 職員の出張に伴う復命書に関する事。
- (10) 職員の超過勤務命令に関する事。
- (11) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (12) 職員の住居手当、通勤手当に関する届出の確認に関する事。
- (13) 公用車の管理に関する事。
- (14) 保存文書の管理及び閲覧、許可、廃棄に関する事。
- (15) 職員の研修に関する事。
- (16) 公印の管理に関する事。
- (17) 職員の事務分掌に関する事。
- (18) 関係団体の指導に関する事。
- (19) 本会の業務に関する統計及び資料の収集に関する事。

(除外規程)

第6条 第4条及び第5条に定める専決事項であっても、次に掲げる事項については、すべて会長の決裁を得なければならない。

- (1) 本会の企画運営に関する基本方針の決定に関する事。
- (2) 理事会、監事、評議員会に提出する議案に関する事。
- (3) 重要かつ異例に属すること。
- (4) 職員の昇格・昇給等人事に関する事。
- (5) 例規又は先例となること。
- (6) 特に会長から指定された事項に関する事。
- (7) その他会長の決裁を受けることが適当と認められる事項に関する事。

(決裁順序)

第7条 決裁を要する業務は決裁を受けるべき事務を担当する者より、上司の決裁を得て、会長の決裁を受けなければならない。

(代 決)

第8条 会長不在のときで急に処理をしなければならない事務についての代決の順序は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定により代決した者は、施行後すみやかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

(合 議)

第9条 第3条及び第4条、第5条の規定に関わらず、斑鳩町より町営施設、及び

業務委託等管理委託されている業務で、次に掲げる事項については、所管課長及び部長に合議しなければならない。

- (1) 事務決裁規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 施設、設備、備品購入及び廃棄に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属すると認められる事項

(準 用)

第 1 0 条 この規程中調定及び支出負担行為並びに支出命令に関する規定は、支出の戻入及び収入の戻出、並びに収入・支出の更正及び振替について準用する。

(その他)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。(条文の改定)

付 則

この規程は、平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。(条文の改定)

付 則

この規程は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 1 0 月 2 7 日から施行する。

別表 1

決 裁 事 項	代決することができる者	
	第 1 次	第 2 次
会 長 の 決 裁 事 項	常 務 理 事	事 務 局 長
常 務 理 事 の 決 裁 事 項	事 務 局 長	